

(仮称)世田谷区町会・自治会への加入促進及び地域社会の活性化を進める条例の素案について

(付議の要旨)(仮称)世田谷区町会・自治会への加入促進及び地域社会の活性化を進める条例の素案をとりまとめたので、報告する。

1 主旨

地域活動の中心的役割を担う町会・自治会への区民の加入促進に対する支援を通して、町会・自治会の活動を活性化し、様々な活動主体が連携・協働して地域活動に取り組むことで、個性豊かで活力に満ちた地域社会づくりを目指し、(仮称)世田谷区町会・自治会への加入促進及び地域社会の活性化を進める条例の制定に向けて、素案をとりまとめたので、報告する。

2 条例制定の基本的な考え方

地域活動は、区民の自主的な参加のもと、区民、町会・自治会、地域活動団体、事業者などが自発的に行うものであり、それぞれの活動主体の持つ多様性や特性などを活かしながら、相互に協力・補完していくことで、より活性化していくものである。

地域活動に取り組む団体の中でも町会・自治会は、地縁に基づく団体として、地域の様々な課題解決に向けて公共的な役割を担ってきており、地域社会の基盤として区政にとっても不可欠な存在である。従って、より多くの区民が町会・自治会の活動に参加し、その活動が活性化することは、豊かな地域社会づくりにおいて大変に重要である。

よって、この条例は、そのような地域社会づくりに向けて、区民、町会・自治会、地域活動団体、事業者の役割を定めるとともに、区の責務及び基本施策を明確にすることを目的とする。

3 条例の素案

別紙素案のとおり

4 今後の予定

平成25年	9月	3日	区民生活常任委員会に報告(素案)
	10月		パブリックコメント実施
平成26年	1月		政策会議(最終案)
	2月		パブリックコメント結果公表
	2月~3月		第1回区議会定例会に条例案の提案
	4月	1日	条例施行

(仮称)世田谷区町会・自治会への加入促進及び地域社会の活性化を進める条例素案

1 目的

町会・自治会への区民の加入促進に対する支援など、町会・自治会の活動を活性化し、区民、町会・自治会、地域活動団体、事業者といった活動主体が連携・協働して地域活動に取り組むことで、個性豊かで活力に満ちた地域社会を築いていくことに関し、基本理念を定め、様々な活動主体の役割を定めるとともに、区の責務及び基本施策を明らかにする。

2 定義

(1) 地域活動

良好な地域社会の維持及び形成に資する活動であって、活動主体が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動であり、公益の増進に寄与するもの

(2) 町会・自治会

区の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

(3) 地域活動団体

地域住民により形成された団体又は営利を目的としない公益の増進に寄与する活動を行う団体であって、町会・自治会を除いた地域活動を行う団体

(4) 事業者

営利を目的とする事業を行う個人及び法人その他の団体

3 基本理念

(1) 町会・自治会は、地域において公共的な役割を担っていることから、地域社会の要として地域活動に取り組む。

(2) それぞれの活動主体は、相互の自主性や主体性を十分に尊重して地域活動に取り組む。

(3) それぞれの活動主体は、相互に連携・協働して地域活動に取り組む。

4 区民の役割

自らが暮らす地域社会に関心を持ち、町会・自治会に加入するなど、地域活動に主体的に参加するよう努める。

5 町会・自治会の役割

区民、地域活動団体、事業者と連携・協働して地域活動に取り組むとともに、区民に理解と協力を得ながら、町会・自治会への加入促進や活動への参加を呼びかけるよう努める。

6 地域活動団体の役割

その多様性や特性を活かし、町会・自治会との連携・協働を進めながら、地域活動に取り組むよう努める。

7 事業者の役割

地域社会の一員としての認識を持ち、町会・自治会を始めとする様々な活動主体と連携・協働して、地域活動に参加するよう努める。

8 区の責務

基本理念にのっとり、それぞれの活動主体が役割を担えるよう、必要な施策を実施する。

9 区の基本施策

- (1) 町会・自治会への加入促進への支援
- (2) 町会・自治会活性化への支援
- (3) 交流・協働に係る支援
- (4) 情報発信に対する支援
- (5) 財政的支援